

# 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

の受付を4月1日(金)から開始します

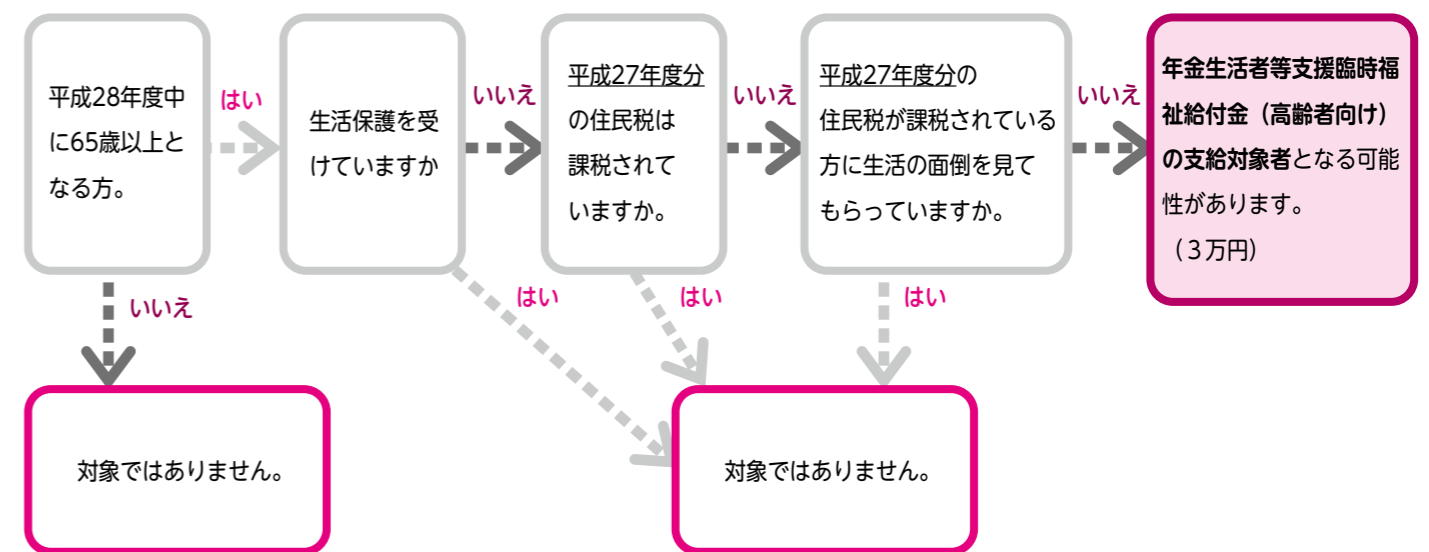
「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及ぶにくい低所得の高齢者を支援するため、臨時的な措置として「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」が支給されます。

平成27年1月1日時点で住民票が播磨町にあり、下記の支給要件を満たす可能性がある方には、3月末に申請書を郵送します。平成28年7月1日(金)までに必要事項を記入し、返信用封筒で郵送してください。

## 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金) 支給要件

- ▶支給対象者 ※下記①②③の条件を全て満たす方が支給対象者です。
  - ①平成27年1月1日に播磨町に住民登録があり、②平成27年度分の住民税が課税されていない方のうち、③平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日までに生まれの方)
  - ただし、平成27年度町民税が課税されている方の被扶養者や、生活保護の受給者の方などは除きます。
- ▶支給額 1人につき 3万円(1回限りです)

## 対象者診断チャート



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

※受給の可否や課税状況については、電話ではお答えできません。

## 申請方法

▶申請方法 申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類(写し)と振込先に指定した口座が確認できる書類(写し)を同封の返信用封筒に入れ郵送(切手不要)、または特設窓口までご持参ください

▶郵送先 〒675-0182 東本荘1-5-30 福祉グループ給付金担当

## ▶申請窓口・受付期間・時間

役場第1庁舎1階ロビー 特設窓口	4月1日(金)～4月22日(金) 9:30～16:00(土・日曜日を除く)
福祉グループ窓口 給付金担当	4月25日(月)～7月1日(金) 8:30～17:15(土・日曜日、祝日を除く)

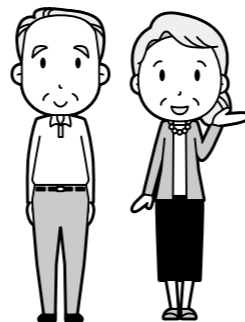
▶申請期間 4月1日(金)～7月1日(金)

## ▶必要書類

全員添付が必要な書類	支給対象者全員分の本人確認書類の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し(注意)マイナンバー通知カード・住民票は本人確認書類にはなりません
受取口座を平成27年度臨時福祉給付金で指定した口座以外へ振込を希望された方のみ必要な書類	指定した口座が確認できる書類、金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳(見開き部)かキャッシュカードの写し ※ただし、平成27年度も播磨町から給付金を支給された受給対象者で、今回も同じ金融機関口座への振込を希望される場合は、指定した口座が確認できる書類(写し)は必要ありません。

## ▶ご注意

- ◎申請が集中すると、窓口が混雑し、長くお待ちいただくことが予想されます。返信用封筒による郵便申請を、ご利用ください
- ◎申請書類が全て整ってから支給まで、2ヵ月程度かかります。決定後、振り込みに関する通知を送付します
- ◎なお、3月末に申請書を郵送しますが、申請書が届かない方で、右ページの対象者診断チャートで、支給対象者となる可能性がある方は、給付金担当までお問い合わせください
- ◎DV被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに播磨町にお住まいの方については、播磨町で申請を受け付けることができる場合がありますので福祉グループにご相談ください



## 給付金Q&A

- Q 平成27年1月2日以降に播磨町に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか?  
A 平成27年1月1日時点で住民登録されていた市区町村で支給対象となります。申請方法などについては、直接、該当の市区町村にお問い合わせください
- Q 基準日以降に亡くなった場合は給付金の対象になりますか?  
A 申請受付期間が開始される(平成28年4月1日)前に亡くなられた方や、申請受付後、播磨町が支給決定するまでの間に亡くなられた方は対象にはなりません

## 問合せ

- 申請方法についてのお問い合わせ  
福祉グループ給付金担当 ☎079(437)7040  
福祉グループ ☎079(435)2362、☎079(435)2361
- 制度に対するお問い合わせ  
厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570(037)192

平成28年度臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)については、8月号広報で支給要件、申請方法などをお知らせします。

## 年金

平成28年度 国民年金保険料と前納割引制度  
平成28年度定額保険料は月額1万6千260円  
国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成28年度の定額保険料額は前年度より670円引き上げられた月額1万6千260円です。  
国民年金の毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる「納付書」によって翌月の末日までに納めます。  
納付できる窓口は、金融機関またはコンビニエンスストアとなっています。また、口座振替やクレジットカード納付も利用できますが、事前に申し込み手続きが必要です。  
前納割引制度(現金納付)  
国民年金には、一定期間(1年または6ヵ月など定められた期間など)の保険料を前納すると割引になる制度があります。

- ▶参考
  - 1年度分の保険料を現金で毎月納付 16,260円×12月=195,120円
  - 1年度分の保険料を現金で前納(1年度分で3,460円の割引) 195,120円-3,460円=191,660円
  - 6ヵ月分の保険料を現金で毎月納付 16,260円×6月=97,560円
  - 6ヵ月分の保険料を現金で前納(6ヵ月分で790円の割引) 97,560円-790円=96,770円

- ▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581  
加古川年金事務所 ☎079(427)4743